

電力・ガス取引監視等委員会からの「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について（要請）」に対する報告書の提出について

2023年5月12日
北陸電力送配電株式会社

当社は、本年4月17日に電力・ガス取引監視等委員会から「一般送配電事業者による非公開情報の漏えい等について（要請）」を受領したことを受け、本日、託送情報に係る情報システムの北陸電力株式会社との共用状態を解消する計画、ならびに内部統制体制の確認について、同委員会に報告しました。

当社は、今回報告した現状および取組み強化の内容を着実に実施することにより、電気事業法上の行為規制はもちろん、情報の適正管理、個人情報保護法の遵守を含めた法令等遵守のために全社を挙げて不断の取組みを続け、万全を期してまいります。

以 上

別 紙：電力・ガス取引監視等委員会への報告概要

電力・ガス取引監視等委員会への報告概要

区分	主な取組み
託送情報に係る情報システムの共用状態を解消（物理分割）する計画	<p>◆物理分割の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 託送情報に係る情報システムのうち、論理分割した上で北陸電力と共用している営業システムについて、新たに増設するホスト計算機に当社のみが利用するシステムを複製し、ハードウェアレベルで分割 ・ 現在の営業システムからは送配電側の情報を削除し、北陸電力が継続利用 <p>◆工期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 品質確保を前提に、作業の並行実施など可能な限りの短縮施策を織り込んだ結果、追加ホスト計算機の整備、システム開発（設計およびプログラム開発・テスト）、最終テスト等、合計4年6か月の工期が必要（2027年度末に北陸電力との共用状態を解消）
内部統制体制の確認（主な強化策）	<p>◆統制環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「3線ディフェンス（3 lines of defense）」[※]をより意識した組織体制への見直しおよび各ラインの機能強化 ・ 社長を委員長とする法令遵守委員会に外部専門家（社外弁護士）を招き、専門的かつ多角的視点からの検証実施 ・ システム分野に関する内部監査について、外部専門家によるチェックの実施を検討 ・ 行為規制を含む法令等遵守について、全従業員へ配布、周知している「行動規範」の改定をはじめ、意識定着の取組みを強化 <p>◆リスク評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム部門、情報システム部門以外の業務執行箇所（第1線）、およびコンプライアンス推進部門（第2線）のそれぞれにおいて、業務全体のリスク評価に関する取組みを強化 ・ 業務主管部および情報システム部門において、システムが扱う情報の総点検を実施した結果、リスク評価の上で重要なシステムおよびデータを特定済みであり、システム開発・改修の都度、確認するとともに確認範囲を拡大 <p>◆統制措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物理的隔絶のうえ当社の執務室への入室制限等を実施済だが、重要度の高い情報を扱う事業所の入退室管理について、生体認証の導入等更なる強化を検討 ・ 階層別教育、異動者に対する教育、および所属部門の業務に則した部門別教育のそれぞれについて、行為規制等に関する教育内容を強化 <p>◆情報と伝達、ITガバナンス、モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム毎に当該業務を実施する所属の利用者のみが使用できるようにアクセス権を設定しているが、そのアクセス権について、確認頻度を高める ・ 現在の個人IDカード・パスワードを基に認証する仕組みについて、生体認証の将来的な導入等更なる強化を検討 ・ システム開発・改修の際に、情報システム部門および3線ディフェンスの各担い手が、行為規制等の観点に基づく相互チェックを強化

※ 企業組織において、3つのディフェンスライン（業務執行箇所/コンプライアンス推進部門/内部監査部門）によって複層的にリスク管理を行う体制のこと。3つのラインそれぞれの役割がバランスよく配置され、その実効性を高めることが重要とされている。